<mark>∕</mark>∕╗歳以上でも医師国保は⋯



第1種組合員(医師)の方のみご加入いただける制度です

徳島県医師国民健康保険組合では医師である組合員の方が「後期高齢者 医療制度」の被保険者になられても、本人の希望で医師国保の組合員として 資格を継続することができます。(=第3種組合員)





後期高齢者医療制度とは?

運営主体…全市町村が参加して各都道府県毎に設置された、「広域連合」が運営しています。

加入者…75歳の誕生日を迎えた時点から医師国保の被保険者資格を失い、後期高齢者となります。

保険料…均等割と所得割を組み合わせた保険料が個人ごとに賦課されます。

保 険 証…後期高齢者保険証が交付されます。

給 付…自己負担割合は上位所得者「3割」、一般は「1割」です。



4119

家族、従業員の方々(75歳未満)も引き続き医師国保に残ることができます。

本組合に残らなかった場合、家族や従業員の方々は、他の医療保険に加入することに なり、今まで(医師国保)の保険料よりも高くなる場合があります。

※75歳以上の家族・従業員の方が第3種組合員になることはできません。



死亡見舞金として 20 万円が支給されます。

第3種組合員の方がお亡くなりになられた場合、「死亡見舞金」として本組合から 20万円が支給されます。(必ず申請をお願い致します)

本組合の行う保健事業に参加できます。

総合健診

75歳の時点で本組合の役員や組合会議員になられている場合も、資格を残すことで 継続して役員を務めることができます。同時に、保険に関する情報も得られます。

75歳の誕生日が近づくと、医師国保から資格継続の有無を確認する文書が届きます。

徳島県医師国民健康保険組合

TEL:088-6226-3061 / FAX:088-626-3096